

令和 7 年度

ケアラー支援の推進に関して講じた
施策の実施状況及び成果に関する報告書

令和 8 年 6 月

茨 城 県

この「ケアラー支援の推進に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（令和3年茨城県条例第60号）第15条の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第8条から第14条の規定に沿って、令和7年度の施策や取組を整理しています。

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例（抄）
（年次報告）

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

目 次

1 条例の基本事項	1
2 条例の概要・施策体系図・推進体制等	
（1）条例の概要・施策体系図	1
（2）推進体制	2
（3）条例制定後の主な取組	3
3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組	
（1）市町村との連携等	5
（2）県推進計画	7
（3）ケアラーの支援	9
（4）人材の育成等	15
（5）普及啓発	17
（6）民間支援団体の活動に対する支援	20
（参考）	
茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい 社会を実現するための条例	21

議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例		
担当課（室）	福祉政策課	公 布 日	令和3年12月14日
報告の根拠	第15条（年次報告）		

2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

（1）条例の概要・施策体系図

1 目的（第1条）

○ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関する施策の基本事項を定める。

○次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等
○ケアラーの個人の尊厳の尊重・社会からの孤立防止
○全ての県民が生きやすい社会の実現

2 定義（第2条）

○ケア：介護、看護、日常生活上の世話その他の援助
○ケアラー：心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者
○ヤングケアラー：ケアラーに該当する18歳未満の者
○関係機関：介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人
○民間支援団体：ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
○学校：学校教育法に規定する小、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

3 基本理念（第3条）

○全てのケアラーの個人の尊厳の尊重と、ケアと自己の幸福追求との調和
○ケアラーへの支援は、孤立防止のため、ケアラーとその家族を社会全体で支援
○ヤングケアラーの適切な教育機会の確保と心身の健やかな成長・発達・自立が図れるよう支援

4 県の責務と関係者の役割（第4条―第8条）

○県の責務と関係者の役割を明確化（県、県民、事業者、関係機関）
○市町村との連携等
・基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体との密接な連携及び協力による施策の推進
・ヤングケアラーの早期発見及び早期支援のため、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携強化

5 基本的施策（第9条―第14条）

（1）県推進計画（第9条）

○知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定

（2）ケアラーの支援（第10条）

○県は、ケアラーの生活の質の維持向上、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安・負担等の軽減のため、①から⑨に掲げる施策を実施
①ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備・周知
②ケアに関する相談、手続等に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用
③ケアラーが休息又は休養を要する場合等に一時的にケアを提供する取組その他の支援
④社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学・就業支援
⑤ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的支援
⑥ケアの方法等に関する理解を深めるための情報提供、研修の実施その他の普及啓発
⑦交流の場の提供その他のケアラーが互いに支えあう活動の促進
⑧ヤングケアラーの教育の機会の確保
⑨その他のケアラーを支援するために必要な事項
○県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないよう、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進

（3）人材の育成等（第11条）

○相談、助言、日常生活・社会生活の支援等のケアラーの支援を担う人材の育成・確保
○カウンセラー、ソーシャルワーカー等の専門的知識を有する人材の育成・確保・適正な配置

（4）普及啓発（第12条）

○家庭、学校、職域、地域等の様々な場を通じた普及啓発

（5）民間支援団体の活動に対する支援（第13条）

○民間支援団体に対する情報提供、助言等

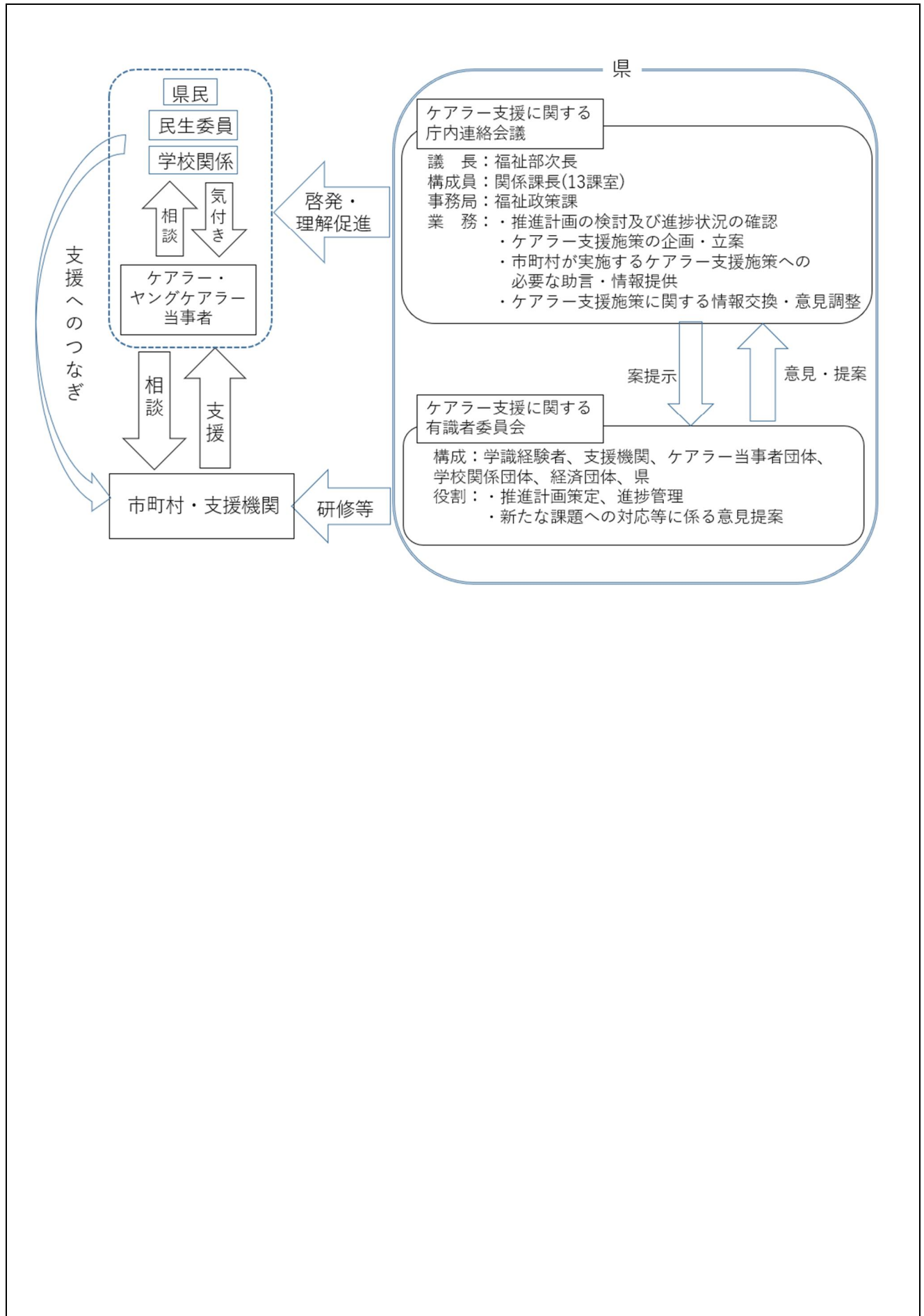
（6）実態調査等（第14条）

○定期的な実態調査の実施
○先進的な取組に関する情報等の収集と提供

（7）その他（第15条―第17条）

○知事は毎年度、施策の実施状況・成果を取りまとめ、議会に報告及び公表
○推進体制の整備
○財政上の措置

(2) 推進体制



(3) 条例制定後の主な取組

1 茨城県ケアラー支援推進計画の策定

(1) ケアラー実態調査の実施

○学校におけるヤングケアラーの対応に関する調査

令和6年11月～12月にかけて、学校におけるヤングケアラーの啓発や相談対応状況を把握するための調査を実施した。

【児童生徒への啓発等の取組状況（複数回答）】

	小学校		中学校		高等学校	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
校内にポスターやリーフレットを掲示している	318	80.1%	184	87.6%	87	89.7%
児童生徒にリーフレットを配付している(電子リーフレットを含む)	140	35.3%	94	44.8%	17	17.5%
教員がホームルーム等で説明している	119	30.0%	77	36.7%	21	21.6%

○ケアラー実態調査

ケアラーの実態や支援における課題等を把握するため、令和4年度に引き続き令和7年7月～8月に、ケアラー当事者、支援機関などを対象に「ケアラー実態調査」を実施した。

【当事者（高齢者ケアラー、障害者ケアラー、ダブルケア）への調査結果の概要】

	①ケアによる就労状況の変化 (退職、転職、勤務時間の削減)
高齢者のケアラー	18.9%
障害者のケアラー	39.3%
ダブルケア	47.2%

	②ケアラーの悩み		③ケアラーが求めている支援	
高齢者のケアラー	心身の健康	59.8%	ケアラーに役立つ情報の提供	47.9%
障害者のケアラー	心身の健康	54.4%	ケアラーに役立つ情報の提供	42.9%
ダブルケア	経済的な問題	62.9%	経済的支援	62.9%

※②、③は最多の項目を掲載

(2) 推進計画の策定

条例に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和8年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画〔第2期〕」を策定した。

○計画期間：令和8年度～11年度（4か年）

○基本方針：①認知度向上・理解促進、②相談・支援体制の整備、

③多様な支援施策の推進、④人材の育成

<参考>

茨城県ケアラー支援推進計画（令和5年3月策定）

計画期間：令和5年度～7年度（3か年）

2 主な取組

(1) 認知度向上・理解促進

- 知事部局と教育庁で連携し、学校のホームルーム等において、啓発用電子リーフレット等により、児童生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を確保。
- 令和7年12月にヤングケアラー支援に係る啓発動画（ショート動画）を作成し、SNS広告を活用し情報発信。併せて、教育庁を通して各学校へ周知するとともに、市町村、茨城県社会福祉協議会等へ周知及び活用を依頼した。
- 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー支援をテーマとした出前講座を実施。

年度	R6	R7
実施回数	15回	13回

※令和7年度実施先
水戸市社会福祉協議会、阿見町民生委員児童委員協議会、潮来市要保護児童対策地域協議会 等

- 県広報紙「ひばり」、県ホームページ、県公式SNS等による情報発信。

(2) 相談支援体制の整備

- 市町村におけるケアラー・ヤングケアラー相談窓口を明確化し、担当課一覧を県ホームページで公表。（令和4年8月～）
- ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートを作成し、子どもの相談・支援に関わる方々が活用できる支援ツールを整備した。県内児童相談所主催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当者（こども家庭センターの職員等）あて周知するとともに、活用を促した。
- 市町村、福祉、医療、教育等の支援関係機関が一堂に集まり、グループワークによるケーススタディ等を行う合同研修を開催。

年度	R5	R6	R7
実施回数／参加者数	3会場／125名	3会場／143名	3会場／199名

- 認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供。
（令和4年10月連携協定締結、令和5年度から支援実施）

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 市町村との連携等（第8条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 多様な関係機関が参加する合同研修の開催	県	<実施状況> 1 ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修（基礎研修） （1）開催日・場所・参加人数 ・令和7年8月27日 茨城県立健康プラザ（水戸市） 69名 ・令和7年8月28日 茨城県土浦合同庁舎（土浦市） 66名 （2）対象者 教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、要保護児童対策地域協議会職員、市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員、社会福祉協議会職員、医療関係者、他関係機関等職員 （3）研修内容 ・講義：ケアラー・ヤングケアラーを支える一ケアを要する人だけではなくケアする人も主役に― 講師：松澤 明美 氏（北海道大学大学院保健科学研究院准教授） ・事例報告：支援の現場から～私たちのできごと～ コーディネーター：松澤 明美 氏（北海道大学大学院保健科学研究院准教授） 報告者：中島 沙都美 氏（特定非営利活動法人ソワンアンドソワレ） 和田 果樹 氏（認定特定非営利活動法人カタリバ） ・グループワーク 2 ヤングケアラー・ケアラー支援関係機関職員等研修（応用研修） （1）開催日・場所・参加人数	1,600 千円

		・令和８年２月３日 茨城県立健康プラザ（水戸市） 64名 （２）対象者 教職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、要保護児童対策地域協議会職員、市町村職員、地域包括支援センター職員、障害者相談支援事業所職員、社会福祉協議会職員、医療関係者、他関係機関等職員 （３）研修内容 ・行政説明：茨城県ケアラー支援条例と茨城県ケアラー支援推進計画〔第２期〕（案）について 説明者：茨城県福祉部福祉政策課 ・講義：ケアラーのニーズに基づく支援のあり方 講師：松澤 明美 氏（北海道大学大学院保健科学研究院准教授） ・事例報告：①ヤングケアラー支援体制強化事業～古河市社協の取り組み～ 報告者：大塚 政弘 氏（社会福祉法人古河市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長） ②笠間市のヤングケアラー支援に向けた取り組み 報告者：高瀬 修一 氏（笠間市こども部こども政策課 課長補佐） ③他領域にまたぐ事例対応から見たケアラー支援 報告者：田所 麻美 氏（社会福祉法人慈永会宍戸苑指定居宅介護支援事業所 管理者） ・グループワーク <成果> 福祉・介護・医療・教育など多様な支援機関職員の参加により、NPO法人等の活動事例やケーススタディを通じて具体的な支援等を考える研修を行った結果、関係者のスキルアップ及び連携強化を図ることができた。 （福祉部福祉政策課）	
【今後の取組】	県	複合的な課題を抱えるケアラー・ヤングケアラーを適切に支援していくため、福祉・介護・医療・教育な	1,600 千円

多様な関係機関が参加する合同研修の開催		多様な支援機関職員のスキルアップ及び連携強化を目的として、ケーススタディなど実践的な研修会を開催する。	
---------------------	--	---	--

(2) 県推進計画（第9条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 県推進計画の進捗管理	県	<実施状況> 1 計画の概要 (1) 策定趣旨 「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」（令和3年12月14日施行）第9条の規定により、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、実態調査の結果や有識者委員会の意見等を踏まえ、令和5年3月に、「茨城県ケアラー支援推進計画」を策定し、ケアラー支援に努めてきた。引き続きケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和8年3月に第2期計画を策定した。 (2) 計画期間 令和8年度から令和11年度までの4年間 2 計画の推進体制と進捗管理 ○茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会の開催（3回） (1) 第1回茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会 ・開催日 令和7年8月22日 ・場 所 茨城県庁舎5階 会議室 ・議 事 ① ケアラー実態調査、ダブルケアに関するアンケートについて - ア 中間報告（速報値） - イ 今後のスケジュール案 ② 茨城県ケアラー支援推進計画[第2期]の策定について - ア 第2期計画の追加・修正項目案の概要につ	537 千円

		いて イ 第2期計画の骨子案 ウ 第2期計画と現計画の目次比較表について ③ ヤングケアラー実態調査について ア 国通知を踏まえた市町村への実態把握の依頼 イ 令和6年11月学校アンケートー追加聞き取り結果ー (2) 第2回茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会 ・開催日 令和7年11月10日 ・場 所 茨城県庁舎5階 会議室 ・議 事 ① 茨城県ケアラー支援推進計画[第2期]の策定について ア 第2期計画の概要について イ 第2期計画(素案) ウ 第2期計画と現計画の目次比較表について エ 今後のスケジュール案 ② ケアラー実態調査、ダブルケアに関するアンケートについて ア 結果概要の報告 (3) 第3回茨城県ケアラー支援に関する有識者委員会 ・開催日 令和8年3月5日 ・場 所 書面開催 ・議 事 ① 茨城県ケアラー支援推進計画[第2期]策定に係るパブリックコメントの結果について ② 茨城県ケアラー支援推進計画[第2期](案)の修正について <成果> ケアラー実態調査の結果や有識者からの意見を踏まえ、第2期計画を策定することができた。 (福祉部福祉政策課)	
【今後の取組】 県推進計画の進捗管理	県	茨城県ケアラー支援推進計画は、「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」(令和3年12月14日施行)に基づき策定しており、第2期計画	358 千円

		について、計画の進捗状況を把握し、必要な施策について検討していく。	
--	--	-----------------------------------	--

(3) ケアラーの支援（第10条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 ケアラー相談 窓口の明確化 の推進	県	<実施状況> 各市町村におけるケアラー・ヤングケアラー支援の担当課一覧を県ホームページで公表している。（令和4年8月～） <成果> 市町村の担当課窓口一覧を公表することにより、ケアラー及びその家族等への情報提供が可能となっている。 （福祉部福祉政策課）	—
【今後の取 組】 ケアラー相談 窓口の明確化 の推進	県	ケアラー・ヤングケアラーが相談窓口を容易に把握することができるよう、引き続き、県ホームページ等において、各市町村のケアラー相談窓口に関する情報を提供する。	—
【前年度の実 施状況及び 成果】 相談・支援体 制整備に関す る情報提供・ 助言等	県	<実施状況> ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートを作成し、子どもの相談・支援に関わる方々が活用できる支援ツールを整備した。県内児童相談所主催の地域ネットワーク会議にて、市町村児童福祉担当者（こども家庭センターの職員等）あて周知するとともに、活用を促した。 <成果> ヤングケアラーについて認識を深め、早期にその存在に気付くとともに、見守り、寄り添いや具体的な支援につなぐことができるよう、子どもの相談・支援に関わる方々に向けて、支援の留意点、関係機関の連携体制、支援のポイントなどを提示することができた。 （福祉部福祉政策課）	—
【今後の取 組】 相談・支援体 制整備に関す	県	県内自治体や支援機関あて、ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメントシートを周知するとともに、県ホームページでの公開等を通して、市町村におけるケアラー相談・支援体制整備や対応力向上を支援	—

ンセラー配置 事業		・拠点校方式：小学校 426 校、中学校 194 校 義務教育学校 16 校、特別支援学校 1 校 ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、 県立高等学校等）に配置 ・年間 1 校当たり 15 回～32 回 ・ 1 回当たり 3 ～ 4 時間 <成果> 公立学校において、児童生徒の心のケアや児童生徒への対応に関する保護者や教員への指導・助言とともに、教職員のカウンセリング能力等の向上のためのスクールカウンセラーが講師となる校内研修や、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムの実施により、教育相談体制の充実を図ることができた。 （教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室）	
【今後の取組】 スクールカウンセラー配置 事業	県	いじめ、不登校、暴力行為等の生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立学校に配置し、児童生徒へのカウンセリングや保護者・教職員への指導・助言を行い、教育相談体制を充実させる。	309,705 千円
【前年度の実施状況及び成果】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	<実施状況> ○市町村教育委員会の要請に応じて、小学校・中学校・義務教育学校（以下、小中学校等）に派遣 ・派遣回数：1,681 回 （原則 1 回 3 時間/ 5 ～ 12 回程度） ○全県立高等学校・県立中学校・中等教育学校（以下、県立高等学校等）からの要請に応じて派遣 ・派遣回数：383 回（原則 1 回 2 時間） ・派遣時期：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月で随時 ○社会福祉等に関して専門性の高い支援を必要としている小中学校等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決力の向上を図る。 ○スクールソーシャルワーカー連絡協議会における研修会 ・開催日：令和 8 年 2 月 16 日	市町村立学校分 21,488 千円 県立学校分 4,272 千円

		・内容：ヤングケアラー支援の具体例、学校においてヤングケアラーに関する支援を行う際のポイント等 ○ヤングケアラーに対する理解促進を図るためスクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会を実施 ・研修実績：県立高等学校等全校で実施 ・対象：県立高等学校等教職員 ・実施時期：随時 ○スクールソーシャルワーカー派遣事業説明会 ・実施内容：生徒指導・教育相談担当教職員を対象に茨城県におけるヤングケアラー支援に関する研修会を実施 ・対象：県立高等学校等教職員 ・実施時期：4月 <成果> スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修を通して、各学校におけるヤングケアラーに関する認知度向上や適切かつ効果的な支援等の理解促進を図ることができた。 また、連絡協議会でのヤングケアラーについての事例検討や行政説明等を通してスクールソーシャルワーカーの対応力や実践力の向上を図ることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 スクールソーシャルワーカー派遣事業	県	学校等からの要請に応じて、スクールソーシャルワーカー又はスーパーバイザーを派遣し、児童生徒の置かれた生活環境に働きかけ、関係機関と連携して、児童生徒、保護者、及び教職員に対する支援や助言等を行う。 ヤングケアラー支援の重要性等について、教職員、児童生徒、保護者の理解と関心を深めるため、継続的に広報活動、研修の充実その他の普及啓発を実施するとともに、引き続き県立学校等においてスクールソーシャルワーカーを活用した研修を行い、各学校における効果的かつ適切な支援に資するようにする。	28,136 千円
【前年度の実施状況及び成果】 子どもホットラインによる相談支援	県	<実施状況> ○電話やEメール等による相談対応を毎日 24 時間行っている。 ・18 歳未満の子どもを対象に、電話、Eメール等による 24 時間対応の相談窓口を毎日開設し、子どもたちが抱える不安や悩み、不満、怒りなどを受	42,499 千円

		け止め、問題の緩和・解消を図る。 ・相談件数：8,645 件 ・相談内容：相談員に対し、様々な研修を実施した。 ・全体研修：「電話相談後のシェアリングについて」 「電話相談をめぐる心の動き－危機介入に焦点を当てて－」 「相談支援の基礎」 <成果> ○子どもたちが抱える様々な不安や悩み、不満、怒りなどを受け止め、問題の緩和・解消を図ることができた。 ○相談員の知見を深めるとともにスキルアップを図り、相談体制を充実させることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 子どもホットラインによる相談支援	県	電話相談員が専門的な知識を深め、相談対応のスキルを高めるための研修を、年間9回実施し、家族のケアに関する悩み相談について、適切に対応していく。	43,157 千円
【前年度の実施状況及び成果】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	<実施状況> ○LINE、WEBによる相談対応を毎日17時～22時まで開設している。 ・県内の小中高生を対象に、子どもたちに身近なSNS（LINE、WEB）を使った相談窓口を1日5時間（17時～22時）毎日開設し、様々な不安や悩みを気軽に相談できる体制を整備することにより、いじめ等を早期に発見し、心のケアを図る。 ・相談件数：1,611 件 ○「いばらき子どもSNS相談」のQRコードを記載した周知チラシを定期的に配布している。 ・LINE →相談を希望する児童生徒は、QRコードを読み取り、「友だち追加」したうえで、開設時間内に相談メッセージを送信する。 ・WEB →相談を希望する児童生徒は、QRコード若しくはURLを入力し、開設時間内に相談メッセージを送信する。 <成果> ○SNS相談の利用者満足度調査によると83.4%の児童生徒が「気持ちが落ち着いた」と回答している。	40,551 千円

		○児童生徒たちの相談体制の充実を図ることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 いばらき子どもSNS相談による相談支援	県	SNSによる相談窓口について、引き続き、県内全ての小中高生を対象にチラシを配付し、周知するとともに、1人1台端末を活用した、「WEB」による相談についても各校に呼びかけ、相談しやすい環境づくに努めていく。	35,085 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症電話相談	県	<実施状況> ・認知症の人と家族の会の相談員による、認知症に関する電話相談を実施 ・相談日時：月～金曜日 13時～16時 (年末年始、祝日を除く) ・相談件数：106 件 <成果> 認知症の人や介護者家族等からの悩みや相談に対し、感情の受け止めや、介護方法に関する助言等を行い、相談者の精神的な負担軽減を図ることに寄与した。 (保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)	990 千円
【今後の取組】 認知症電話相談	県	認知症介護の経験を有する者が、認知症の人やその家族等からの電話相談に応じ、相談者の精神的な負担の軽減を図る。 (福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室)	990 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症高齢者等家族支援	県	<実施状況> ・認知症高齢者等本人同士の交流会の開催 (4回) 参加者数：41 名 ・介護者のつどい開催 (6回) 参加者数：42 名 <成果> 認知症の人や介護者家族同士が、体験や希望を語り合う交流の場を提供することで、認知症に関する新しい知識や介護方法の習得に加え、介護者家族の精神的な負担軽減を図ることに寄与した。 (保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室)	275 千円
【今後の取組】 認知症高齢者等家族支援	県	認知症の人と介護家族等の交流の場を設け、悩みを共有したり、情報交換することで介護者家族の精神的な負担の軽減を図る。 (福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室)	275 千円
【前年度の実	県	<実施状況>	—

施状況及び 成果】 民間団体等における交流の 機会づくり		・認定NPO法人カタリバと連携し、ヤングケアラーと保護者に対して、オンラインによる伴走支援プログラムを提供 (令和5年4月～、支援対象10人) <成果> 支援対象の中には、病気等の家族をケアする中高生の負担軽減につながったり、投げやりな気持ちを切り替えて進学を目指すようになるなど好転している事例もあった。 (福祉部福祉政策課)	
【今後の取 組】 民間団体等における交流の 機会づくり	県	認定NPO法人カタリバ及びヤングケアラー支援に積極的に取り組む市町村等と連携し、伴走支援プログラムの周知、支援を行う。	—

(4) 人材の育成等 (第11条関係)

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 生活困窮者自立支援制度人材養成研修	県	<実施状況> ○令和7年度生活困窮者自立支援制度支援員等研修 【講義】(公開動画の視聴：令和7年12月20日から令和8年2月27日まで) ・動画共有サービス(YouTube)に講義を限定公開(上記を含む20講義 計620分) ・講義項目に「ケアラー・ヤングケアラー支援」(20分)を取り入れ、視聴後、受講者は事後アンケートを提出した。 ・その他、ケアラー及びヤングケアラーへの支援の実効性向上を図るべく、生活困窮者支援ネットワークの構築を目的としたグループワークを実施した。関係機関と連携した具体的な支援事例をテーマに、実践的な検討を行った。 ・出席者：30名 <成果> ケアラー・ヤングケアラー支援について、講義を通して、参加者の理解を深めることができたほか、支援員同士のネットワークづくりが推進された。 (福祉部福祉人材・指導課)	311 千円
【今後の取 組】	県	生活困窮者自立支援事業に従事する自立相談支援機関職員、社会福祉協議会職員等を対象に、支援員と	311 千円

生活困窮者自立支援制度人材養成研修		しての資質の向上を図るとともに、支援員同士のネットワークをつくることを目的に研修を開催する。	
【前年度の実施状況及び成果】 認知症サポーター活動促進	県	<実施状況> 1 チームオレンジ等活動促進に向けた検討会の開催（2回） 認知症サポーター活動促進及び認知症の人の社会参加が促進されるよう、市町村支援の方策を検討した。 ※チームオレンジとは 認知症本人が参画し、認知症サポーターを中心に居場所づくりや外出支援、社会参加への支援を行うチーム活動 2 チームオレンジコーディネーター養成研修の実施（1回） 「チームオレンジ」の設置や運営支援を担うチームオレンジコーディネーターを養成した。 ・養成者数 64名 <成果> 市町村が、チームオレンジの活動を促進できるようチームオレンジコーディネーターを養成することができた。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	450 千円
【今後の取組】 認知症サポーター活動促進	県	認知症サポーター活動促進及び認知症の人の社会参加が促進されるよう、人材育成の広域的な支援を行う。 （福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室）	900 千円
【前年度の実施状況及び成果】 認知症介護アドバイザー養成研修	県	<実施状況> ○茨城県認知症介護アドバイザー養成研修を実施（2回） ・修了者数：92名 <成果> 介護家族等からの相談に対応したり、認知症サポーター養成講座の講師となる「茨城県認知症介護アドバイザー」を養成することができた。 （保健医療部健康推進課地域包括ケア推進室）	100 千円
【今後の取組】 認知症介護アドバイザー養成研修	県	認知症の人やその家族を地域で支え合う環境づくりを推進するため、介護家族等からの相談に応じるとともに、認知症に対する正しい知識の普及を行う「茨城県認知症介護アドバイザー」を養成する。 （福祉部長寿福祉課地域包括ケア推進室）	100 千円

(5) 普及啓発（第12条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実 施状況及び 成果】 ケアラーに向 けた情報発信	県	<実施状況> 県ホームページ、県公式SNS等を通じて、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 また、商業施設にチラシ設置し、支援についての広報・啓発を行った。 <成果> 各種広報媒体による情報発信を行い、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 （福祉部福祉政策課）	—
【今後の取 組】 ケアラーに向 けた情報発信	県	引き続き、各種広報媒体による広報・啓発を図るとともに、市町村による啓発活動（市町村のホームページや広報誌などによる情報発信等）を促進する。	—
【前年度の実 施状況及び 成果】 各種啓発ツ ールによる啓発	県	<実施状況> ケアラー・ヤングケアラー支援に係る啓発動画及びヤングケアラー支援に係る電子リーフレットを県ホームページ等へ掲載し、情報発信を行った。 また、令和7年12月にヤングケアラー支援に係る啓発動画（ショート動画）を作成し、SNS広告を活用した情報発信を行った。併せて、教育庁を通して各学校へ周知するとともに、市町村、茨城県社会福祉協議会等へ周知及び活用を依頼した。 <成果> 啓発ツールを活用し、あらゆる機会を捉えて広報啓発を行い、ケアラー・ヤングケアラーに関する認知度向上を図ることができた。 （福祉部福祉政策課）	1,325 千円
【今後の取 組】 各種啓発ツ ールによる啓発	県	教育庁、市町村等と連携して、引き続きケアラー・ヤングケアラーに対する理解促進を図る。	—
【前年度の実	県	○「ヤングケアラー支援マニュアル及びアセスメント	—

施状況及び成果】 児童生徒がヤングケアラーに関して学ぶ機会の提供		シートの活用について」を通知 ・実施時期：令和7年5月 ・対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 ・内容：児童生徒と日々接点を有する教職員に、児童生徒の状況を把握するための視点や、支援につなぐまでのフローなどの理解を促した。 ○「ヤングケアラーの理解促進について」を通知 ・実施時期：令和7年11月 ・対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 ・内容：ヤングケアラーに関するリーフレットを作成し送付した。その内容を児童生徒に説明し、ヤングケアラーである児童生徒に自身がヤングケアラーであり、支援が必要であるという認識を促した。 ○「ヤングケアラー普及啓発に係るポスター掲示について」を通知 ・実施時期：令和8年2月 ・対象：小学校・中学校・義務教育学校 県立高等学校・県立中学校・中等教育学校 ・内容：校内に普及啓発用のポスターを掲示するとともに、その内容を児童生徒に説明し、ヤングケアラーである児童生徒に自身がヤングケアラーであり、支援が必要であるという認識を促した。 <成果> 全ての児童生徒にヤングケアラーについて学ぶ機会を確保し、リーフレットの配付や普及啓発用ポスターを掲示・説明することで、ヤングケアラーに対する理解促進を図ることができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 児童生徒がヤングケアラー	県	学校において、自身がヤングケアラーであるという認識のない児童生徒が、自身がヤングケアラーであり、支援が必要であるということに気付けるような機会や場面を設定し、相談や支援等につなげることがで	—

に関して学ぶ 機会の提供		きるようにする。																																											
【前年度の実 施状況及び 成果】 県政出前講座 （各種研修会 等での啓発 等）	県	<実施状況> 関係団体を対象として、ケアラー・ヤングケアラー 支援をテーマとした出前講座を実施 <table><tr><td></td><td>実施日</td><td>出前講座実施会議等</td></tr><tr><td>1</td><td>5/27</td><td>ヤングケアラー研修会</td></tr><tr><td>2</td><td>5/27</td><td>水戸地区社会福祉法人連絡会研修会</td></tr><tr><td>3</td><td>6/10</td><td>筑西市内居宅介護支援事業所6事業所合同研修会</td></tr><tr><td>4</td><td>7/16</td><td>潮来市要保護児童対策地域協議会代表者会議</td></tr><tr><td>5</td><td>7/23</td><td>民生委員児童委員研修会</td></tr><tr><td>6</td><td>8/4</td><td>神栖市医療・介護サービス事業者連絡会</td></tr><tr><td>7</td><td>8/6</td><td>潮来市要保護児童対策地域協議会研修会</td></tr><tr><td>8</td><td>8/26</td><td>常澄圏域事業者連絡会議</td></tr><tr><td>9</td><td>9/16</td><td>阿見町民生委員児童委員協議会児童福祉部会・生活福祉部会研修会</td></tr><tr><td>10</td><td>10/20</td><td>取手市戸頭地区民生委員児童委員協議会研修会</td></tr><tr><td>11</td><td>11/7</td><td>茨城行政相談委員協議会県北支部自主研修会</td></tr><tr><td>12</td><td>11/12</td><td>総合相談支援センターしらとり研修会</td></tr><tr><td>13</td><td>2/1</td><td>第2回いばらきケアラー支援フォーラム</td></tr></table> <成果> ケアラー・ヤングケアラーの現状、課題の理解促進 と、ケアラー・ヤングケアラーの早期発見・早期把握 や支援への連携強化を図ることができた。 (福祉部福祉政策課)		実施日	出前講座実施会議等	1	5/27	ヤングケアラー研修会	2	5/27	水戸地区社会福祉法人連絡会研修会	3	6/10	筑西市内居宅介護支援事業所6事業所合同研修会	4	7/16	潮来市要保護児童対策地域協議会代表者会議	5	7/23	民生委員児童委員研修会	6	8/4	神栖市医療・介護サービス事業者連絡会	7	8/6	潮来市要保護児童対策地域協議会研修会	8	8/26	常澄圏域事業者連絡会議	9	9/16	阿見町民生委員児童委員協議会児童福祉部会・生活福祉部会研修会	10	10/20	取手市戸頭地区民生委員児童委員協議会研修会	11	11/7	茨城行政相談委員協議会県北支部自主研修会	12	11/12	総合相談支援センターしらとり研修会	13	2/1	第2回いばらきケアラー支援フォーラム	—
	実施日	出前講座実施会議等																																											
1	5/27	ヤングケアラー研修会																																											
2	5/27	水戸地区社会福祉法人連絡会研修会																																											
3	6/10	筑西市内居宅介護支援事業所6事業所合同研修会																																											
4	7/16	潮来市要保護児童対策地域協議会代表者会議																																											
5	7/23	民生委員児童委員研修会																																											
6	8/4	神栖市医療・介護サービス事業者連絡会																																											
7	8/6	潮来市要保護児童対策地域協議会研修会																																											
8	8/26	常澄圏域事業者連絡会議																																											
9	9/16	阿見町民生委員児童委員協議会児童福祉部会・生活福祉部会研修会																																											
10	10/20	取手市戸頭地区民生委員児童委員協議会研修会																																											
11	11/7	茨城行政相談委員協議会県北支部自主研修会																																											
12	11/12	総合相談支援センターしらとり研修会																																											
13	2/1	第2回いばらきケアラー支援フォーラム																																											
【今後の取 組】 県政出前講座 （各種研修会 等での啓発 等）	県	ケアラー・ヤングケアラーやその家族の支援に関わ る者が、潜在化しやすい実情を理解し、適切な支援に つなげられるよう必要な知識等の習得を図る。	—																																										
【前年度の実 施状況及び 成果】 生徒支援実践 サポート事業	県	<実施状況> ○生徒指導相談員打合せ ・実施内容：SNSトラブル、不登校、虐待、ヤング ケアラー等の現状と対応・支援等につい て、令和7年度教育相談基幹研修内容を 基に伝達講習を実施した。 ・対 象：生徒指導相談員4名 ・実施時期：10月 ○生徒指導教員連絡協議会 ・実施内容：いじめや自殺、不登校、虐待、ヤングケ アラー等の現状と対応・支援等について 伝達講習を実施した。 ・対 象：県立高等学校等生徒指導主事等95名 ・実施時期：10月	3,856 千円																																										

		<成果> 令和7年度教育相談基幹研修内容を踏まえた伝達講習で、児童生徒の抱える課題について、学校が取り組むべき組織的支援について周知することができた。 (教育庁学校教育部生徒支援・いじめ対策推進室)	
【今後の取組】 生徒支援実践サポート事業	県	問題行動対応や不登校支援に係る生徒支援教員の加配、高等学校等生徒指導相談員の配置により、各学校の生徒支援や教育相談体制の改善・充実を図り、児童生徒のいじめや暴力などの問題行動や、不登校や虐待などの課題等の未然防止及び早期発見、早期解決に資する。	—

(6) 民間支援団体の活動に対する支援（第13条関係）

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
【前年度の実施状況及び成果】 要保護児童対策地域協議会の活動促進	県	<実施状況> 県ホームページにおいて、随時、ケアラー・ヤングケアラー支援に関する情報や関係機関職員の研修会の案内等について情報発信を行った。 <成果> 県ホームページ等における情報発信により、ケアラー・ヤングケアラーを含め県民に支援に関する理解・認識の推進を図ることができた。 (福祉部子ども政策局青少年家庭課)	—
【今後の取組】 要保護児童対策地域協議会の活動促進	県	要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護又は支援を図るため、児童福祉法第25条の2において、地方公共団体に対し設置の努力義務が課されている。 県で設置した当該協議会において、児童虐待相談件数の急増やケースの複雑化等近年の児童虐待をとりまく状況をふまえ、関係機関の連携を充実強化し、児童虐待防止対策の一層の推進を図る。	—

(参考)

茨城県条例第60号

茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例

様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等のケアを行っているケアラーは、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしている。

しかしながら、ケアに伴う過大な精神的、身体的、経済的負担により、ケアラーの日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアがケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれもある。

とりわけ日常的にケアを行っている子どもたち、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、教育や人格形成に影響を及ぼし、人生の選択肢が狭められること等が懸念される。

こうした中、我々は、児童の権利に関する条約及び児童の福祉に関する関係法令の理念にのっとり、ヤングケアラーの健やかな育成、教育の機会の確保等を図るとともに、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを社会全体で支えていく必要がある。

ここに、ヤングケアラーをはじめとする多様なケアラーを支え、もって県民誰もが生きやすい社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む全てのケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定め、とりわけ次代の社会を担うヤングケアラーの教育の機会の確保等が図られるとともに、ケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、かつ、社会から孤立しないよう支えることにより、全ての県民が生きやすい社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケア 介護、看護、日常生活上の世話その他の援助をいう。
- (2) ケアラー 心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者をいう。
- (3) ヤングケアラー 前号に該当する18歳未満の者をいう。
- (4) 関係機関 介護、福祉、医療、保健、教育その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて、日常的にケアラーに関わる可能性がある団体又は個人をいう。
- (5) 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことをその目的とする民間の団体をいう。
- (6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラーへの支援は、全てのケアラーの個人の尊厳が重んぜられ、その生活においてケアと自己の幸福追求との調和を図ることを旨として、行われなければならない。

2 ケアラーへの支援は、家族や身近な人など住民相互の助け合いを尊重しつつも、ケアラーが孤立することのないよう、多様な主体の相互の連携及び協力の下、ケアラーとその家族を社会全体で支え合うことを旨として、行われなければならない。

3 ヤングケアラーへの支援に当たっては、特に社会において自立的に生きる基礎を培い、次代の社会を担う力を養う重要な年齢であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ケアラーの支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、ケアラーの支援における市町村及び民間支援団体の役割の重要性に鑑み、市町村及び民間支援団体がケアラーの支援に関する施策を実施する場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、ヤングケアラーがその福祉を保障される権利を有する年齢であることに鑑み、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう配慮するとともに、その健やかな成長が図られるよう、その発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じて、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

(県民の理解)

第5条 県民は、あらゆる機会を通じてケアラーの支援の必要性についての理解と関心を深めるとともに、ケアラーが孤立することのないように十分配慮するよう努めるものとする。

2 県民は、ヤングケアラーの支援の必要性についての理解と関心を深めるとともに、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、それぞれの立場において十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーの支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用し、又は雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識し、ケアラーの就労の促進及び継続に資するよう、その就労とケアとの両立に資する環境の整備に努めるものとする。

3 県は、普及啓発その他の前項の整備の促進に関する支援を行うものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施するケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとする。

- 3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、支援を行う機関の紹介その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 4 教育に関する業務を行う関係機関は、特にその業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識し、その者がヤングケアラーであると認められるときは、その意思を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の早期の把握に努めるとともに、早期の適切な支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 県は、ケアラーの支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、市町村の主体的な取組を積極的に支援するとともに、市町村及び民間支援団体と相互に密接な連携及び協力を図るよう努めるものとする。

- 2 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策の策定及び実施に当たっては、ヤングケアラーを早期に発見し、早期に適切な支援につなぐことができるよう、教育、福祉その他の行政分野における横断的な連携体制の構築及び学校間の連携を強化するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、ヤングケアラー及びこれらの者を含む多様なケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「県推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する基本方針
- (2) ケアラーの支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 知事は、県推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、ケアラーの意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 知事は、県推進計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

- 5 前2項の規定は、県推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(ケアラーの支援)

第10条 県は、ケアラーの生活の質を維持向上させるとともに、ケアラー及びその家族の日常生活上及び社会生活上の不安、負担等を軽減させるため、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- (1) ケアラーの支援に関する一元的な相談体制の整備及びその周知に関すること。
- (2) ケアに関する相談、手続その他の行為に係るケアラーの負担を軽減するための情報通信技術の活用に関すること。
- (3) ケアラーが休息若しくは休養を要する場合又は社会通念上やむを得ない事由によりケアができなくなった場合における一時的にケアを提供する取組その他の必要な支援に関すること。
- (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する修学又は就業に関する支援に関すること。
- (5) ケアラー及びケアを受ける人の家族に対する包括的な支援に関すること。

- (6) ケアの方法等に関する理解を深めるために必要な情報の提供、研修の実施その他の普及啓発に関すること。
- (7) 交流の場の提供その他のケアラーが互いに支え合う活動の促進に関すること。
- (8) ヤングケアラーの教育の機会の確保に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ケアラーを支援するために必要な事項に関すること。

2 県及び市町村は、ヤングケアラーの権利利益が害されることがないように、ヤングケアラーに対する差別、いじめ及び虐待の防止のための対策を推進するものとする。

(人材の育成等)

第11条 県は、ケアラーの支援が適切に行われるよう、相談、助言、日常生活及び社会生活の支援その他のケアラーの支援を担う人材の育成及び確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、カウンセラー、ソーシャルワーカーその他のケアラーの支援に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保並びにその適正な配置に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第12条 県は、ケアラーに対する支援の重要性等について県民の理解と関心を深めるため、家庭、学校、職域、地域その他の様々な場を通じて、広報活動、研修の充実その他の普及啓発を行うものとする。

(民間支援団体の活動に対する支援)

第13条 県は、民間支援団体が行うケアラーの支援に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査等)

第14条 県は、ケアラーの状況を把握し、ケアラーの支援に関する施策を効果的かつ効率的でその状況に応じたものとするため、定期的に、必要な調査を行うものとする。

2 県は、ケアラーの支援について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するように努めるものとする。

(年次報告)

第15条 知事は、毎年度、ケアラーの支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(推進体制の整備)

第16条 県は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。